

平成27年8月17日

福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書等について

福岡空港回転翼機能移設事業は、福岡空港における回転翼機能を対象とした運用施設を現空港場外に新たに設置を行うものであり、福岡市環境影響評価条例第2条第3項に規定する対象事業に該当いたします。

このたび、事業者である国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、同条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書」をとりまとめ、同配慮書及び要約書を本日付で福岡市長に提出いたしました。

同配慮書について、本日より公表を行い、また、公表期間内に説明会を開催いたします。

同配慮書について、環境の保全の見地から意見のある方はどなたでも意見書を提出することができます。

- ・公表期間：平成27年8月17日から9月15日まで
 - ・意見書提出期間：平成27年8月17日から9月15日まで
- ※ 詳しくは、別添の資料1から3をご覧ください。

《対象事業の概要》

- ・事業者の名称、代表者の氏名
 - 国土交通省大阪航空局長 蒲生 猛
 - 国土交通省九州地方整備局長 鈴木 弘之
- ・主たる事務所の所在地
 - 大阪航空局：大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第四号館
 - 九州地方整備局：福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎
- ・対象事業の名称：福岡空港回転翼機能移設事業
- ・対象事業の種類：飛行場及びその施設の設置の事業
- ・事業実施想定区域：福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜
- ・対象事業の規模：ヘリコプター専用の運用施設の面積 約8ha